

四日市市告示第 1 0 7 号

四日市市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 2 4 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
四日市市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱（昭和 5 4 年四日市市告示第 1  
5 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において「危険住宅」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 8 条に基づき三重県知事が指定した土砂災害特別警戒区域又は三重県建築基準条例（昭和 4 6 年三重県条例第 3 5 号）第 6 条で建築を制限している区域に存する生活の本拠を有する住宅で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1)及び(2)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>附 則</p> <p>1（略）</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、平成 <u>3 0</u> 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において「危険住宅」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 8 条に基づき三重県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に存する生活の本拠を有する住宅で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1)及び(2)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>附 則</p> <p>1（略）</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、平成 <u>2 9</u> 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。</p>

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

( 都市整備部建築指導課 )